

保育の利用基準表

保護者の状況			基準指数
類型	細目		
労働	月 20 日以上	1 箇月、160 時間以上の就労を常態とする場合	50
		1 箇月、140 時間以上 160 時間未満の就労を常態とする場合	49
		1 箇月、120 時間以上 140 時間未満の就労を常態とする場合	47
		1 箇月、100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	40
		1 箇月、 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	38
		1 箇月、 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	34
		1 箇月、 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	29
	月 16 日以上	1 箇月、128 時間以上の就労を常態とする場合	47
		1 箇月、120 時間以上 128 時間未満の就労を常態とする場合	45
		1 箇月、100 時間以上 120 時間未満の就労を常態とする場合	39
		1 箇月、 80 時間以上 100 時間未満の就労を常態とする場合	37
		1 箇月、 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	33
		1 箇月、 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	28
	月 12 日以上	1 箇月、 96 時間以上の就労を常態とする場合	37
		1 箇月、 80 時間以上 96 時間未満の就労を常態とする場合	35
		1 箇月、 60 時間以上 80 時間未満の就労を常態とする場合	32
		1 箇月、 48 時間以上 60 時間未満の就労を常態とする場合	27
	月 11 日以下	1 箇月、 64 時間以上の就労を常態とする場合	30
		1 箇月、 48 時間以上 64 時間未満の就労を常態とする場合	25
妊娠・出産		産前及び産後の休養中の場合	40
疾病	入院	現に入院している場合又は入院が確実に見込まれる場合	50
	居宅内	寝たきり若しくはこれに準ずる状態にある場合又は感染性の疾病である場合	50
		身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有しないが、身体上若しくは精神上の疾病で医師から児童の監護ができないと判断された場合	30
		病中病後の療養中で、週 3 日以上以上の通院を状態とする場合	30
		病中病後の療養中で、上記以外の場合	20
障害	身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級又は愛の手帳 1 度若しくは 2 度又は精神障害者保健福祉手帳 1 級若しくは 2 級の障害を有する場合		50
	身体障害者手帳 3 級若しくは 4 級又は愛の手帳 3 度若しくは 4 度又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の障害を有する場合		35
介護又は看護	1 箇月 48 時間以上要介護認定を受けている親族でその要介護状態区分が要介護 1 から要介護 5 までのいずれかに該当するもの又は障害を有する親族で身体障害者手帳 1 級～3 級、愛の手帳 1 度～4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級～3 級の障害を有する者を介護、看護(施設等への付添い含む)している場合 ※細目、基準指数は、労働の基準を準用する		50～25
	1 箇月 48 時間以上上記以外の親族を介護又は看護(施設等への付添いを含む。)している場合		25
災害復旧		火災その他の災害による家屋等の損傷復旧に当たっている場合	50
不存在		保護者のいずれかが死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合	50
求職活動		求職活動を常態としている場合	20
就学等	1 月 120 時間以上就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		40
	1 月 48 時間以上 120 時間未満就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合		25
その他		上記の細目に掲げるもののほか、保育を必要とすると認められる場合	利用調整会議で定める

～利用基準表における注意事項～

- 1 「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者のことです。（原則として児童の親権者である父及び母をいうが、これらの者が監護することができない場合は、現に当該児童を監護する未成年後見人その他の者をいう。）
- 2 基準表を児童の保護者それぞれに適用し、その基準指数及び世帯の基準指数を算定します。
- 3 保護者それぞれの基準指数は、該当する細目のうち主たるものの基準指数（ひとり親（父又は母のいずれか一方が死亡、離婚、行方不明等で不存在である場合の他方をいう。以下同じ。）にあつては、不存在の基準指数及び他の該当する細目のうち主たるものの基準指数の合計数）とします。
- 4 世帯の基準指数は、保護者それぞれの基準指数の合計数とします。

調整指数は、次のとおりとする。

世帯の状況				調整 指数	備考
申請世帯の 状況	1	育児休業取得のため市内の保育所等を退所した児童が、育児休業の終了に伴い、退所した保育所等への入所を希望する世帯		+10	
	2	ひとり親世帯	ひとり親になって3か月以内の世帯	+8	いずれか 一つ
	3		ひとり親になって3か月を経過した世帯	+7	
	4	生活保護受給世帯		+3	いずれか 一つ
	5	保護者のいずれかが求職活動の類型に該当し、かつ、その者が生計の中心者である世帯		+3	
	6	過去6箇月分以上の保育料を滞納している世帯		-3	
保護者の 状況	7	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士又は看護師として、1箇月120時間以上で就労している世帯		+3	
	8	保護者のいずれかが市内保育施設にて、保育士又は看護師として、1箇月48時間以上、120時間未満で就労している世帯		+1	
	9	単身赴任して いる世帯	海外赴任等	+2	
	10		国内赴任等	+1	
	11	保護者のいずれかが深夜（午後10時～翌日の午前5時まで）の時間帯を含む就労を常態として就労している世帯		+1	
	12 ※	保護者のいずれかが市長が別に定める地域に貢献する活動を継続的に行っている世帯		+1	
児童の 状況	13	利用の申請に係る児童に障害があり、愛の手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有している、又はこれに準ずる状態で、医師から当該児童が保育所等を利用することが可能であると判断された世帯		+6	
	14	地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園する児童で、引き続き保育所等（地域型保育事業を除く。）の利用を希望する場合		+5	
	15	兄弟姉妹で同じ保育所等を利用することを希望している世帯	同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が3人以上となる場合	+4	いずれか 一つ
	16		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が多胎児（多胎妊娠である場合において出産後の養育に係る児童が2人以上あるときのそれらの児童）の場合	+4	
	17		同時に同じ保育所等の利用の申請をする児童が2人となる場合	+3	
	18		児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している場合	+3	
	19	保護者の就労等により、利用を希望する児童が現に認証保育所又は企業主導型保育施設の認可外保育施設等を利用している世帯		+1	

※該当事例として、民生委員、消防団員等の活動のことを指す。

同一指数時の優先順位は、次のとおりとする。

優先順位	条件
1	ひとり親世帯
2	類型間の優先順位（①～⑧の順） ①災害復旧 ②疾病・障害 ③労働 ④介護又は看護 ⑤就学等 ⑥妊娠・出産 ⑦求職活動 ※保護者それぞれの類型のうち、優先順位の高い方を世帯の類型とする。
3	児童と同一世帯に属する兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望している世帯又は兄弟姉妹で同時期に同じ保育所等を利用することを希望している世帯
4	保護者の就労時間が長い世帯
5	低所得世帯